

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に関する意見書

安倍内閣総理大臣は、本年2月に開催された日米首脳会談において「交渉参加に際し、全ての関税撤廃をあらかじめ約束することは求められない」ことを確認したとして、3月15日、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉への参加を正式に表明した。

しかしながら、参加表明にあわせ政府が公表した試算によって、TPP参加で我が国全体にもたらされる効果は、概ね10年後に実質GDPが0.66%(3.2兆円)増加する程度のものであることが判明した。一方、農林水産物については、生産額が3兆円減少するとされており、これは我が国の平成23年農林業産出額及び漁業生産額の約30%にあたり、影響は大である。

特に農業には、経済面のみならず、食料安全保障や環境保全など、数字では表せない重要な役割があり、その衰退は国土の荒廃や地方のさらなる人口減少を招き、活力を喪失させることは必定である。

また、本協定には、国民皆保険制度が損なわれるのではないか、食の安全安心が脅かされるのではないか、自動車等の安全基準や環境基準が歪められるのではないか、またISD条項は国の主権を損なうのではないか等々、様々な懸念の声が寄せられているところである。

については、国においては、本年7月から参加が見込まれているTPP交渉において、次の事項に十分配慮するよう強く要望する。

記

- 1 交渉にあたっては、影響が甚大な農産品等について関税撤廃の例外措置を確保することに全力を尽くすこと。
- 2 交渉にあたっては、非関税障壁分野を含め、単なる試算では表せない国益も十分に勘案し、「守るべきは守る」という姿勢で臨み、将来の我が国の姿も見据え、地方の活力が向上し国民生活が守られるよう尽力すること。
- 3 交渉に関する方針並びに交渉の状況等については国民に対し十分な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月26日

島根県議会

日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書

日本軍「慰安婦」問題は、女性の人権、人間の尊厳にかかる問題であり、その解決が急がれています。

この問題について、日本政府は1993年「河野談話」によって「慰安婦」への旧日本軍の関与を認めて、歴史研究、歴史教育によってこの事実を次世代に引き継ぐと表明しました。

その後、2007年7月には、アメリカ議会下院が「旧日本軍が女性を強制的に性奴隷にした」として、「謝罪」を求める決議を全会一致で採択したのをはじめ、オランダ、カナダ、フィリピン、韓国、EUなどにおいても同様の決議が採択されているところです。

また、日本政府は、本年5月31日、国連の人権条約に基づく拷問禁止委員会より、「公人による事実の否定、否定の繰り返しによって、再び被害者に心的外傷を与える意図に反論すること」を求める勧告を受けるなど、国連自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会、ILO専門家委員会などの国連機関から、繰り返し「慰安婦」問題の解決を促す勧告を受けてきているところでもあります。

このような中、日本政府がこの問題に誠実に対応することが、国際社会に対する我が国の責任であり、誠意ある対応となるものと信じます。そこで政府におかれては以下のことを求めます。

記

- 1 日本政府は「河野談話」を踏まえ、その内容を誠実に実行すること。
- 2 被害女性とされる方々が二次被害を被ることがないように努め、その名誉と尊厳を守るべく、真摯な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月26日

島根県議会

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書

二十一世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であり、経済的格差の拡大を是正し、支援を必要とする家庭への配慮を強化すべきであります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

上記の内容を踏まえ、国会及び政府に、「青少年健全育成基本法の制定」を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月26日

島根県議会

過労死防止基本法制定に関する意見書

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀が経とうとしています。過労死が労災であると認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は、「過労による自死」も含めて広がる一方で、減少する気配はありません。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くし難いものがあり、また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死や過労による自死で命を落としていくことは、我が国にとって大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。しかし、当該規制は十分に機能していません。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのには容易ではありません。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族・個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、その総合的な対策を積極的に行っていく必要があるのです。

国におかれては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律【過労死防止基本法】を一日も早く制定されるよう強く求めます。

【要望事項】

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。
- 2 過労死を無くすために、国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月26日

島根県議会

個人保証の原則廃止を求める意見書

個人保証は、保証人の経済生活に重大な影響を及ぼす可能性があることから、古くから警鐘を鳴らされ続けている契約類型です。そうであるにもかかわらず、主債務者との情誼から個人が保証人となることが絶えることはなく、近時破産などの多数の被害を生じさせています。

そして、保証人の責任を軽減させるために裁判実務でも幾多の努力が重ねられていますが、なお不十分であるといわざるを得ません。

個人保証被害の抜本的な救済のためには、情誼性に基礎を置く前近代的な個人保証制度を原則として廃止する必要があります。また、個人保証が例外として許容される場合においても、その被害の拡大を防止するための制度を設ける必要があります。

つきましては、法制審議会民法(債権関係)部会において検討されている民法(債権関係)の改正に当たり、保証制度を下記のとおり改正されることを強く要請します。

記

- 1 個人保証を原則として廃止すること。
- 2 個人保証の例外は、経営者保証等極めて限定的なものに限るものとする。
- 3 例外として許容される個人保証においても、次に掲げる保証人保護の制度を設けること。
 - (1) 現行民法に定める貸金等根保証契約における規律(民法第465条の2から第465条の5まで)を個人が保証人となる場合のすべての根保証契約に及ぼすものとする。
 - (2) 債権者は、保証契約を締結するときは、保証人となろうとする者に対する説明義務や債務者の支払能力に関する情報提供義務を負い、債権者がその義務に違反した場合は、保証人は保証契約を取り消すことができるものとする。
 - (3) 債権者は、保証契約の締結後、保証人に対し、主たる債務者の遅滞情報を通知する義務を負うこと。
 - (4) 過大な保証を禁止する規定や保証債務の責任を減免する規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月26日

島根県議会